シリーズ14

21’生き方の創造

インターネット時代における同和問題

篠山市・篠山市教育委員会

事前登録型本人通知制度について

個人の戸籍や住民票が本人の知らない間に不正に取られていることがあります。これらの個人情報の多くが結婚や就職の際の身元（思想・信条・家柄など）調査に使われています。これらは多くの場合、重大な人権侵害や差別行動につながっており、ひいては部落差別や差別意識の温存につながっています。

1 事前登録型本人通知制度とは

本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付申請に対し、証明書を交付した事実を事前に登録されている方に郵便でお知らせする制度です。この制度により、証明書の不正請求の早期発見や抑止効果を図ることができ、個人の権利の侵害防止につながります。

●例えば…委任状の偽造、不必要な身元調査などの防止効果が期待できます。

第三者とは、本人以外の個人、法人、資格のある八業士のことをいいます。
＊八業士…弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士、行政書士

2 事前登録できる人

篠山市の住民基本台帳及び戸籍簿に記録されている方。
（市外に引越しされた方、市外に戸籍を異動され消除された方も含みます）

3 本人通知の対象となる証明書

- ●住民票の写し
- ●消除された住民票の写し
- ●住民票記載事項証明書
- ●戸籍の附票の写し
- ●消除された戸籍の附票の写し
- ●戸籍謄（抄）本
- ●除かれた戸籍謄（抄）本
- ●戸籍記載事項証明書

＊ただし、戸籍・戸籍の附票については、コンピュータ化した後のものに限ります。

4 事前登録の手続き

手続きは、市役所の開庁時間内に本庁市民課又は各支所で行うことができます。

登録手続きに必要なもの

1. 篠山市本人通知制度事前登録申出書（市役所にあります）
2. 窓口に来られる方の本人確認書類（免許証・保険証など）
3. 代理人の場合…委任状など（事前にお問い合わせ下さい）
4. その他…現在篠山市に住民登録も本籍地もない場合は、本籍地表示のある住民票

5 本人通知の内容

本人等の代理人又は第三者に証明書を交付したときに通知を行います。

通知内容

1. 証明書の交付年月日
2. 交付証明書の種別
3. 交付部数
4. 交付請求者の種別…本人等の代理人・第三者（個人・法人・八業士）

お知らせできるのは通知内容の4点のみとなります。

問い合わせ先 篠山市役所 市民生活部市民課 〒669-2397 篠山市北新町41番地
TEL (079) 552-1111 FAX (079) 552-1855

あなたに伝えたいこと

「最近、同和問題は見えにくくなってきた」と言われていますが、依然として部落差別は存在しています。

行政と住民によるさまざまな学習が取り組まれ、ずいぶん解消されてきましたが、いまだに根強い被差別地区に対する偏見や忌避（きひ：きらってさけること）意識が存在し、結婚差別、身元調査、誹謗・中傷など、人権侵害が表面化してきています。

とくにインターネットでは、匿名（とくめい）による差別をあおるような書き込みが多く行われています。

部落差別がなくなるかどうかは、「差別をなくそう」という私たち一人ひとりの取り組みにかかっています。

同和問題をはじめ、あらゆる差別をなくしていくためには、人と人とのふれあいの中で、お互いを正しく知りあうことが大切です。

もう一度、皆で考えて日々の暮らしを見直していきましょう。

日常生活の中の部落差別
～こんなことありませんか～

私は、部落は嫌いやから…

結婚を決めた二人がおばあちゃんに報告した時、おばあちゃんが「私は部落（注）が嫌いやから!!…。

それでも若い二人はお互いの想いを貫ぬいて結婚し、子どもが生まれました。すると、それまで背中を向けていたおばあちゃんがこちらを向いてひ孫の赤ちゃんを抱いて喜びました。

でもこれですべてが解決したのでしょうか?「嫌いやから」と言われた女性は心の中で叫びました。「部落が嫌いやと言うておいて、なぜ来るのか。抱いてもらいたくない」

おばあちゃんの言った言葉は、この女性にどれだけ大きな傷をつけたか…傷の癒える日は来るのでしょうか?

※（注）部落：ここでは、被差別地区を表します。

仕方がないわなぁ

家族に結婚を伝えるときに、相手が被差別地区出身者であることを言ったところ、おじいちゃんが「時代が変わってきたし、仕方がないわなぁ」とつぶやき、その場から立ち去って行かれた。

今もまだある部落差別

身元調査差別

身元調査のために、個人の戸籍や住民票が本人の知らない間に取得され、高額で売買されるという事件が起こっています。

また、公的機関への問い合わせが発覚しています。

結婚に関わる差別

相手が被差別地区だということで親族が結婚を反対しているということも起こっています。

差別投稿・落書き・電話

公的な場所への差別落書き、運動団体への差別はがき、差別電話がいまだに起きています。

土地差別調査

不動産の取引や購入等において、その物件と被差別地区との関係を尋ねたり、調べたり、教えたりする事象が起きています。

「篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」…… 2013（平成25）年施行
「篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例」…… 2013（平成25）年施行
「篠山市子どものいじめの防止等に関する条例」…… 2014（平成26）年施行
「篠山市みんなの手話言語条例」…… 2015（平成27）年施行

●スマートフォンの登場
〔2004（平成16）年〕

●タブレットの登場
〔2002（平成14）年〕

「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定●
〔2002（平成14）年〕

「同和対策特別措置法」失効（一般施策に移行）●
〔2002（平成14）年〕

「プロバイダ責任制限法」制定●
〔2001（平成13）年〕

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行●
〔2000（平成12）年〕

●携帯電話の世界初のインターネットサービスとEメール開始
〔1999（平成11）年〕

篠山市誕生〔1999（平成11）年〕

●日本初の携帯電話の登場
〔1987（昭和62）年〕

●パケット通信の普及
〔1980年代後半〕

「男女雇用機会均等法」施行●
〔1986（昭和61）年〕

●パーソナルコンピューターの登場
〔1985（昭和60）年〕

「心身障害者対策基本法」制定●
〔1970（昭和45）年〕

「同和対策審議会」答申●
〔1965（昭和40）年〕

「多紀郡同和教育協議会」設立●
〔1965（昭和40）年〕

「同和対策審議会」設置●
〔1960（昭和35）年〕

「全国同和教育協議会」結成●
〔1953（昭和28）年〕

「教育基本法」制定●
〔1947（昭和22）年〕

終 戦〔1945（昭和20）年〕

太政官布告●
（賤称廃止令）
〔1871（明治4）年〕

明治維新〔1868（明治元）年〕

インターネット上の許されない部落差別

被差別地区名の書き込み

インターネット上で全国の被差別地区の地名や住所などの情報の書き込みが発見されています。

また、地区を限定した内容もありその中には、地図を掲載しているものもあります。

掲示板に差別書き込み

被差別地区に対して、差別用語を使った誹謗中傷の書き込みがあります。

また、個人に対しても賤称語（注）を使った差別的な書き込みも行われています。

※（注）せんしょうご：相手をさげすんで呼ぶことば

動画投稿サイトに「被差別地区」のルポ

各地の被差別地区のようすを撮影した動画が載せられています。

動画の中には、不法駐車や、ごみの不法投棄、不良住宅ばかりが強調され、いかにも被差別地区が無秩序な状況にあるかのように意図的に撮影されているものがあります。

さらに、効果音までも編集し、被差別地区に関わることが危険なことのように印象付けるものも含まれています。

被差別地区の所在地の問合せ

質問投稿者の、「転勤に伴い住宅をさがしている」との質問コーナーに、「○○沿線は被差別地区が多い…」「○○付近に被差別地区がある」との回答をしており、それがベストアンサーとして掲載されています。

インターネット上で相手を傷つけないために

- 他人の悪口や差別的な内容は、書き込まない
- 使用する言葉に注意、暴力的な言葉はゼッタイ書き込まない
- うわさ話は、載せない
- 知り合いのアドレスや住所など個人情報を無断で載せない
- チェーンメールは転送しない
- 人が写っている写真や動画は勝手に掲載しない
- 他人の書き込みを“あおる”書き込みをしない

インターネットって何ですか？

インターネットの仕組みは、世界中の研究者や技術者が意見交換をしながら少しずつ作り上げてきたものです。

インターネットは、「自由」を基本として作られ誰でも自由に参加利用できる仕組みです。それゆえ、利用する人の使い方によって、人々の幸せに役立つものになる反面、人を傷つける道具にもなります。

インターネットを人間社会にとって真に役立つ、住みよい社会にしていく道具にするには、それを利用する一人ひとりの意識と取り組みにかかっています。

予約も簡単

宿泊先、電車や飛行機のチケットなどの予約もおこなえます。

様々な人と交流ができる

電子掲示板では、様々な人々と情報交換ができます。

インターネットはこんなに便利!

世界とつながっている

ニュース、文化、趣味など、様々な分野で世界とつながることができます。

情報収集や発信ができる

短時間で、必要な情報を収集したり、発信することができます。

障がいのある人の行動範囲が広がる

メールや読み上げソフト等で、視聴覚障がいがある人の意思疎通にも役立てられています。

いろいろな動画が観られる

映画・ドラマ・ライブや投稿サイトの動画も楽しめます。

インターネットは、便利な反面、次のような危険性があります。

インターネット上で書き込んだものは、常に誰もが見られる状態で放置されていて、書き込んだ人の意志に関係なく不特定多数の人に伝わっていきます。一度書き込めば消せない、たとえ画面上で消せたとしてもコピーされ次々に伝わっていきます。

困ったときの相談窓口

教育・悩み相談

篠山市教育支援センター
●教育相談
☎552-5824
（市役所第2庁舎3階）
●適応指導教室ゆめハウス
☎590-8111
（フリーダイヤル 0120-711-338）

差別・うわさ・いやがらせ・いじめ／配偶者・恋人からの暴力（DV）／女性のための悩み相談（離婚・夫婦関係）

人権推進課
☎552-6926

どこに相談すればいいのかわからない相談

ふくし総合相談窓口
☎554-2511

母子・父子等の方からの相談／18歳未満の子どもに関する相談／子どもの虐待

福祉総務課 家庭児童相談室
☎552-7101

障がいのある方の相談

地域福祉課
☎552-7102

高齢者に関する相談

地域福祉課
☎552-5346

- 一人暮らしの高齢者が訪問販売の被害を受けているようだ…
- 親が亡くなった後、障がいのある子どもの財産管理や手続きを誰に頼めばいいのか…
- 認知症の親を介護しているが、金融機関から成年後見制度の利用を勧められた…
- 忘れものが多くなって、お金の管理に自信がなくなった…
- 今は元気だけど、判断力がなくなったときに支援してくれる人がほしい…
- 自治会などで権利擁護に関する研修をしたいけど…

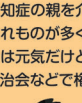

こんなときは、お気軽にご相談ください

高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター ☎552-5346
（地域福祉課内）

インターネットで困ったときは 一人で悩まず、相談しましょう

法務局には相談窓口があります。
全国の法務局・支局では、被害者自らが被害の回復や予防を図ることが困難な場合、プロバイダーへの削除要請なども行っています。

神戸地方法務局 神戸市中央区波止場町1番1号
☎ (078) 392-1821

柏原支局 丹波市柏原町柏原516番地1
☎ (0795) 72-0176

インターネット上で、人権侵害とおもわれる書き込みを発見されたら、法務局・篠山市人権推進課にお知らせください。

法務局には

●いじめ ●セクハラ ●パワハラ ●体罰 ●虐待
●DV ●差別 ●プライバシーの侵害 ●誹謗 ●中傷
などの相談窓口もあります

柏原人権擁護委員協議会
神戸地方法務局 柏原支局
☎ (0795) 72-0176

＊受付時間は、開庁日の8:30から17:15です

21’生き方の創造

発　行　平成27年3月
編　集　「21’生き方の創造」編集委員会
兵庫県篠山市北新町41 篠山市市民生活部人権推進課内
発行者　篠山市・篠山市教育委員会